

## 職場定着支援助成金

魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図る事業主や事業協同組合等に対して助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、魅力ある雇用創出を図ることを目的としています。

本助成金は、以下の2つのコースに分けられます。

- I 個別企業助成コース … 雇用管理の改善を行う中小企業事業主に助成
- II 中小企業団体助成コース … 労働環境向上事業を行う事業協同組合等に助成

### I 個別企業助成コース

雇用管理制度等の導入等を行ない、従業員の離職率の低下に取り組む重点分野関連の事業を営む中小企業事業主に対して助成するものです。

また、介護関連事業主の場合は、介護福祉機器の導入も助成対象となります。

#### 対象事業主

##### 「重点分野関連事業主」

健康・環境・農林漁業の分野等の事業を営む中小企業主。

##### 「介護関連事業主」

上記の重点分野関連事業主のうち、介護サービスの提供を業として行う事業主。

他の事業と兼務していても差し支えありません。

#### 対象となる措置(支給額)

助成の対象となる措置は、次の1～4のいずれかの制度を導入した場合です。

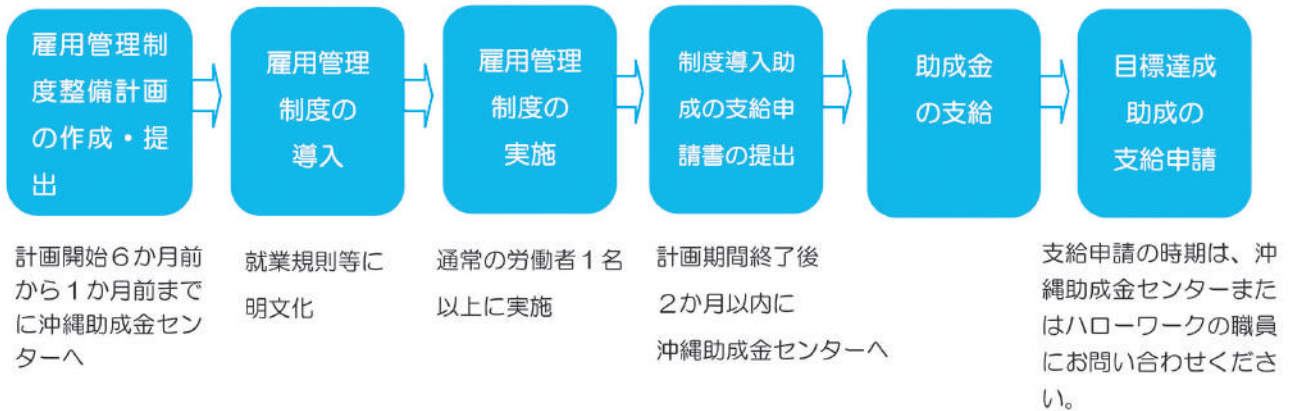
また、介護関連事業主は、1～5のいずれかの制度を導入した場合に助成対象になります。

措置	内容	支給額	目標達成助成額※
1 評価・処遇制度	①「評価・処遇制度」 ②「昇進・昇格基準」 ③「賃金制度」 ④「諸手当制度」のいずれかを導入	10万円	60万円
2 研修制度	職務の遂行に必要な能力等を付与するため、カリキュラム内容、時間等を定めた職業訓練・研修制度を導入	10万円	
3 健康づくり制度	①「人間ドック」②「生活習慣病予防検診」 ③「腰痛健康診断」④「メンタルヘルス相談」 のいずれかを導入	10万円	
4 メンター制度	キャリア形成上の課題や職場における問題を解決するために指導・相談役となる先輩（メンター）が、後輩（メンティー）をサポートする制度	10万円	
5 介護福祉機器	介護労働者の身体的負担の軽減や労働環境の改善に資する介護福祉機器を、その介護労働者の職場に導入するとともに、導入後にその機器の適切な運用を行うための措置をとること	機器の導入に要した費用の1/2 (上限300万円)	なし

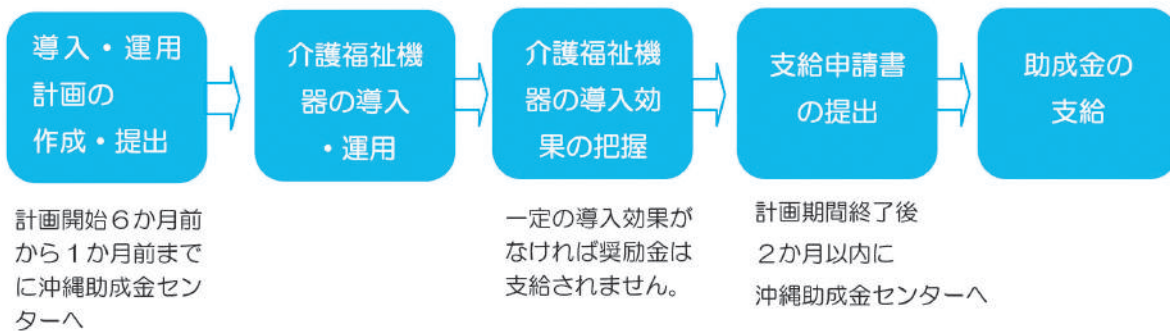
※目標達成助成額は、雇用管理制度（上記表の1～4）の導入により、離職率が改善された場合に支給されるものです。（離職率の基準は従業員数によって異なります。）

## 手続きの流れ

### 〈雇用管理制度助成 上記1～4〉



### 〈介護福祉機器等助成 上記5〉



## Ⅱ 中小企業団体助成コース

事業主団体が、その構成員である中小企業に対して労働環境の向上を図るための事業を行う場合に助成するものであり、雇用管理の改善を推進し、雇用創出を図ることを目的としています。

## 支給額

1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3の額が支給されます。ただし、支給限度額が構成員である中小企業者の数により下表のとおり定められています。

認定組合等の区分	上限額
大規模認定組合等（構成員である中小企業者数500以上）	1,000万円
中規模認定組合等（同100以上500未満）	800万円
小規模認定組合等（同100未満）	600万円

## 手続きの流れ

